



令和2年5月25日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

6月1日(月)から公共施設の利用を再開します。

県内における新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、一部施設を除き公共施設の利用中止を継続していましたが、6月1日(一部施設は2日)から全ての施設において条件付きで利用を再開することといたしましたのでお知らせします。主な再開施設については下記のとおりです。

記

施設名	担当課	電話番号
ジオスペース館	中央図書館	85-5536
ぎょぎょランド	公園緑地課	89-2176
地域福祉センター	福祉課	89-2131
社会福祉会館	福祉課	89-2131
ゆうあいの里ふれあいセンター	介護高齢課	89-2105
文化会館	文化振興課	84-8411
地区市民館	市民協働国際課	89-2165
公民館	生涯学習課	88-8035
生涯学習会館	生涯学習課	88-8035
総合体育館始め屋内屋外体育施設	スポーツ課	88-8036
学校体育施設開放に資する36小中学校	スポーツ課	88-8036
勤労福祉会館	商工観光課	89-2140

- ※ 施設によっては一部利用いただけない部屋や設備もあります。
- ※ 施設利用にあたっての基本的な考え方は、裏面のとおりです。



## 【施設利用にあたっての基本的な考え方】

- 人数制限
  - ・ 屋内では、原則100人以下、かつ収容定員に対して50%以下（又は一人当たりの面積4㎡以上）とし、人と人との間隔を十分に確保する。
  - ・ 屋外では、原則200人以下、かつ人と人との間隔を十分に確保する。
- 利用条件
  - ・ 発熱などの風邪症状その他体調の悪い方の利用を控えていただく。
  - ・ 主催者等は、参加者を把握する。
  - ・ マスクの着用など、飛沫の飛散防止対策を徹底する。
  - ・ 1時間に1回以上換気する。
  - ・ 屋内施設は入室時の手洗い、又は手指消毒を実施する。
  - ・ 利用者の間隔（概ね2m、最低でも1m以上）を確保する。
  - ・ 食堂、喫茶室等を除き飲食は不可（個人で用意する水分の補給を除く。）
- 屋内での自粛を要請する主な活動
  - ・ 飲食を伴うもの
  - ・ 利用者相互の間隔が1m以上確保できないもの
  - ・ マスク着用で実施が困難なもの（スポーツ施設を除く。）

※ 各施設の利用条件につきましては施設ごとに定めています。  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 【お問合せ先】

（感染対策）

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 吉田 竹内

TEL:0533-89-2133 Eメール：hokens@city.toyokawa.lg.jp

（広報）

豊川市役所 秘書課 広報広聴係 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、担当課等にお問い合わせください。